

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 一六
- 県営土地改良事業計画を定めた件 一六
- 県営土地改良事業計画を変更した件 一六
- 土地改良法により換地計画を定めた件三件 一六
- 保安林の指定をする予定である件六件 一六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件 一六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一七
- 道路の区域を変更する件 一七
- 道路の供用を開始する件二件 一七
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 一七

告 示

福島県告示第二百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年四月五日から同年八月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エイトプロ郡山安積店 福島県郡山市南二丁目一二九番ほか
福島県知事 内 堀 雅 雄

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役社長 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役社長 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
大規模小売店舗の新設をする日
令和四年十一月十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千四百四十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 四十八台
2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 四台
3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
面積 七十二平方メートル
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
容量 五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前六時三十分
閉店時刻 午後九時三十分
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時から午後十時まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 五箇所
（二）位置 別紙図面のとおり
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日

令和四年三月十八日
〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、上栃窪地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年四月六日から
同 月二十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、原町南部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年四月六日から
同 月二十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、八沢地区第一換地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和四年四月五日

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年四月六日から
同 月二十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
相馬市役所及び南相馬市役所

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百四十四号

福島県告示第二百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、八沢地区第二換地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和四年四月五日

(農地管理課)

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年四月六日から
同 月二十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
相馬市役所及び南相馬市役所

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、八沢地区第三換地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和四年四月五日

(農地管理課)

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年四月六日から
同 月二十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
相馬市役所及び南相馬市役所

福島県知事 内堀雅雄

(農地管理課)

福島県告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 南相馬市原町区金沢字船沢四一の一、四一の二、四二の一、四二の二、四三の一、四四の一、四四の二、四四の五、九七、九八、九九の二から九九の三まで、一〇〇の一、一〇一、一〇一の二から一〇一の五まで、一〇一の八、一〇一の九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区南右田字谷地五三、五五、五六、六四、六五、六八、六九、七五、七八から八〇まで、八七の二七、字二ツ沼四一、四一の二、八四の七、八四の一、二から八四の一五まで、八四の一七、八四の三三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 相馬市磯部字芹谷地三七七の一、三七七の二、三七八、三九九の三、三九九の一七から三九九の一九まで、三九九の二一から三九九の二六まで、三九九の四二から三九九の五〇まで、三九九の五二、三九九の六二から三九九の六四まで、三九九の六六から三九九の六九まで、三九九の七二、三九九の七七、三九九の八一、三九九の八三、三九九の八八から三九九の九八まで、四〇〇の三、四〇〇の八、四〇〇の九、四〇〇の一六から四〇〇の二四まで、四〇〇の二六から四〇〇の三二まで、四〇〇の一、四〇〇の四、四〇〇の八、四〇〇の九、四〇〇の一、四〇〇の二一、四〇〇の二二から四〇〇の三三まで、四〇〇の一、四〇〇の三、四〇〇の四、四〇〇の二七、四〇〇の九

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀 雅雄

保安林予定森林の所在場所

- 一 南相馬市鹿島区鳥崎字石崎二、三の二、五の一、五の二、六から八まで、九の一、一〇から一三まで、一四の一、一五から一八まで、二〇から二三まで、二九、字南谷地八四の一、九一から九六まで、一一七の一から一一七の三まで、一二一、一二二、一二五、一二六、一二九、一三〇の一、一三三の一、一三四の一、一三五の一、一四四の一、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八、二〇九の一、二二〇の一、二二一の一、二二二の二、二二六、二二九、二二〇の一、二二二の一、二二五、二二六、二二六五から二二六七まで、字浜一の一、一の二、二、六から一まで、一五の一、一五の三、一六の二、一六の三、一七、一七の一、一八、一八の二、一九、二〇、二〇の一、二〇の三、二〇の四、二二、二二の一、二二三の一、二四、二五、二六の一、二六の三、二七、三四、三五、三八から四二まで、字寺下一の一、二の一、三の一、三の三、三の四、三の七、三の八、字町一の一、二、三、四の一、四の三から四の五まで、五、六、七の一、八の一、九から一七まで、一九から二二まで、二三の一、二三の二、二四、二五の一、二五の二、二六から三三まで、四五、四七、四九の一、五〇、五一の二、五二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀 雅雄

保安林予定森林の所在場所

- 一 南相馬市小高区塚原字釜ノ上七八の一、七九の二、八〇の一、八〇の二、八一の一、八一の二、八二から八六まで、八七の一、九三の一、九四の一、九五、九六の一、九

七、九八の一、九八の二、一九九の一から一九九の三まで、二〇〇、二〇一の一、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇三、二〇四、二〇五の一、二〇七の一、二〇八、二〇九、二一〇の一、二二〇の三、二二二、二二二の三、二二二の二、二二三、二二四の一、二二六、二二七の一、二二七の二、二二〇の一、二二二、二二三、二二四の一、二二四の二、二二五の一、二三八の一、二四八の一、二四八の二、二四九の一から二四九の四まで、二五七の一から二五七の三まで、二五九の一、二五九の二、二六一の一、二六一の二、二六二、二六三の二、字沼ノ上六四の一、六七の一、七二の一、七四から七六まで、八一の五、八一の六、八二の四、一〇七の一、一〇七の四、一一三、一一六、一二〇、一二五の二、一三三の二、一三三の四、一四九、一五二の一、一五三、一五六から一六三まで、一六八の一、一七〇の一、一七一の一、一七一の四、一七二の一、一七三の一、一七五、一七六、一七八、一八一、一八二の一、一八三、一八五の一、一八六の一、一八八、二四一の一、二四二の一、二四三、二四四、字諏訪前八二の一、八三、八四の一、八六

七、九八の一、九八の二、一九九の一から一九九の三まで、二〇〇、二〇一の一、二〇二の一から二〇二の三まで、二〇三、二〇四、二〇五の一、二〇七の一、二〇八、二〇九、二一〇の一、二二〇の三、二二二、二二二の三、二二二の二、二二三、二二四の一、二二六、二二七の一、二二七の二、二二〇の一、二二二、二二三、二二四の一、二二四の二、二二五の一、二三八の一、二四八の一、二四八の二、二四九の一から二四九の四まで、二五七の一から二五七の三まで、二五九の一、二五九の二、二六一の一、二六一の二、二六二、二六三の二、字沼ノ上六四の一、六七の一、七二の一、七四から七六まで、八一の五、八一の六、八二の四、一〇七の一、一〇七の四、一一三、一一六、一二〇、一二五の二、一三三の二、一三三の四、一四九、一五二の一、一五三、一五六から一六三まで、一六八の一、一七〇の一、一七一の一、一七一の四、一七二の一、一七三の一、一七五、一七六、一七八、一八一、一八二の一、一八三、一八五の一、一八六の一、一八八、二四一の一、二四二の一、二四三、二四四、字諏訪前八二の一、八三、八四の一、八六

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀 雅雄

保安林予定森林の所在場所

- 一 南相馬市小高区村上字前谷地八、一一の一、一四、一五の一、一七、一八の一から一八の三まで、一九の一から一九の三まで、二〇の二、二二、二三、字館腰二四の三、三四の二、三八の二、四五の二、四六、四七の二、四九、五四の一、五五の一、五七の一、五八の一、五九、六二、六三、六四の二、六四の二、六七、六九、七〇、七三、七四の一、七四の二、七六から七九まで、八一、八二、八四、八五の一、八七の一、八八の一、八九の一、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八一の一、一八二、一八

三の一、一八三の二、一八五、一八六、一八七の二、一八七の三、一八八、一八九、一九一、一九三、一九四、一九七、一九九から二〇一まで、二〇三から二〇六まで、二〇八、二〇九、二一三の一、二三七、二八二の一、二八二の二、二八五

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬市玉野字岩下六一、六二の一、六三

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩下六一、六二の一、六三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大石前三の六(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大石前三の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大石前二〇の一、二〇の四、二二の一、二二の二、二二の三、二二の五の一(次の図に示す部分に限る。)、二五の二

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字下河原二の一
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字二金坪二八の二〇、四二
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字手城森二一の二
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字西手城森二一の二、二二の一、二二三の一
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字二合内前一六の九、二〇の五
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市桜本字遊山小屋五、六の二
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市桜本字北道田二二の一、二四の一

- 次のとおりとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市佐原字西手城森二一の二、二二の一、二二三の一
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字二合内前一六の九、二〇の五
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市桜本字遊山小屋五、六の二
保安林として指定された目的
水害の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市桜本字北道田二二の一、二四の一

- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字二合内南一の一、一の一、一の一、一の一、一の一〇、一の一〇、一〇の一〇、一〇の一〇の三、一〇の一〇の五
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市桜本字西蟹田五三の二
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 十三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字川原南一五、字北日ノ倉一〇五の一、一〇五の二
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 十四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊達市梁川町字上川原四五の五
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）
- 福島県告示第二百五十四号**
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- 令和四年四月五日
- | | |
|---|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 所在の不明な者の氏名 <ul style="list-style-type: none"> 梁取進 馬場市郎 吉村憲 横山金一 横山建一 横山武松 馬場直三郎 梁取國男 横山米次 菅家好弘 目黒久男 電源開発株式会社 横山湊 横山徳子 横山徳子 山崎明久 梁取萬次 五十嵐善次郎 横山義一 横山啓太郎 横山貞雄 横山寛一 横山平次 梁取武 横山大輔 梁取愛子 梁取光 横山正 二 通知の内容の要旨 | <p>福島県知事 内堀 雅 雄</p> |
|---|---------------------|
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和四年農林水産省告示第四百二十七号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬字小山迫七八番地先から同 郡同 町大字高瀬字堀内一六四番地先まで	変更前 一・二・〇〇 四八・〇〇 変更後 一・二・〇〇 四三・〇〇	六五三・六	六五三・六

(道路計画課)

福島県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬字堀内一〇三番二地先から同 郡同 町大字高瀬字堀内一六四番地先まで	令和四年四月五日

福島県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道下波佐南新田線	南相馬市原町区上波佐字寺崎三八六番地先から同 市原町区上波佐字寺崎四四番一地先まで	令和四年四月五日

(道路計画課)

公 告

公告第八十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和三年十月から令和四年一月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和四年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

令和3年10月～令和4年1月分(特殊肥料)

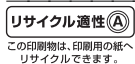
特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名(及び商品名)	検査の結果					備考			
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)		TCaO (%)	C/N	水分 (%)
堆肥	株式会社アラカイ	ダイヤンパー	1.2	1.0	0.7	—	—	—	38	53.8	樹皮乾物値

堆肥	グローバル ピクニック ム株式会社	豚糞堆肥	3.0	3.1	1.9	15	452	—	10	33.9	豚ふ ん
堆肥	株式会社サ ステイナブ ルファーム	佐藤堆肥	0.4	0.4	0.4	—	—	—	15	75.0	牛ふ ん
堆肥	有限会社佐 藤養鶏場	鶏ふん堆肥	1.1	4.6	2.9	—	358	18.6	11	26.6	家き んふ ん
堆肥	株式会社ジヤ パソファーム	鶏糞堆肥	2.6	3.9	3.5	—	505	3.8	9	36.8	家き んふ ん
堆肥	岡田 虎治	かわはら堆 肥	0.6	0.6	1.2	—	—	—	14	71.0	牛ふ ん
堆肥	荒川 浩良	畜産堆肥	0.7	1.5	1.2	—	—	—	15	71.6	牛ふ ん
混合特殊 肥料	荒川産業株 式会社	酵素発酵肥 料	2.9	3.5	2.0	9	416	5.8	6	25.7	家畜 ふん +貝 化石 粉末
堆肥	有限会社酒 井養鶏場	もみ殻(けい ふん1号)	1.6	4.7	3.0	—	281	6.8	12	36.1	家き んふ ん
堆肥	宮崎 正志	ボカシ肥料	1.7	1.5	1.0	—	—	—	11	33.1	その 他

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、
TCaO—石灰全量、CN—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福 島 県 報
印刷所 株式会社 第一 印刷